

目 次

近代知とゲシュタルトについて 人文科学研究所所長 服部 健二	・・・ 2
2002年度研究会の紹介	
プロジェクト研究会	・・・ 4
A 「日本型社会」研究会	
A 公共研究会	
B 近代日本思想史研究会	
B 中間団体研究会	
B スラム地区住民の適応研究会	
課題別共同研究会	・・・ 8
1. 現代取引法研究会	
2. 余暇と労働研究会	
3. 現代社会主義研究会	
4. 国際課税研究会	
2002年度研究会開催報告(4月開催分)	・・・ 10
「日本型」社会研究会 公共研究会 近代日本思想史研究会	
人文研からのご案内	・・・ 12
土曜講座予定 6月22日春季公開講演会	

近代知とゲシュタルトについて

人文科学研究所所長 服部健二

近代的思考とか近代知への批判が言われだして久しいのですが、そういう批判をする論者自身が、意外と近代的思考の魔力に拘束されていたり、自分が批判をしやすいように、批判対象を単純化しているところが目立っていたりします。

たとえば、近代的思考が、自然と人間の二元論に基づいた自然支配の思想として批判される場合、単純化の例です。人間の働きを自然の働きの一つとみる自然主義の伝統が、近代にも大きな流れとしてあることに、故意に目をつぶっているからです。いやその流れは伏流や傍流であって、近代的思考の主流ではないという人もいます。しかし、そういう人は、近代哲学史をデカルトから始まってヘーゲルで頂点に達するという、ヘーゲル哲学を称揚するための悪しきヘーゲル主義の図式に、今もって拘束されているのです。

また、近代的思考を批判する人が、普遍と個別という発想（たとえば国家と個人という議論の立て方）を自分は採らないのだということがあります。ところが、普遍とか特殊とか個別という論理的規定自体は流動的で、なににでも適用可能です。国家を例にとれば、個別としての国家は、他の国家に対しては特殊であるし、国家の構成員に対しては普遍でもあるのです。また、一個人が国家に抵抗する場合は、両者がそれぞれ特殊として向かいあって、それぞれが普遍性を競うのです。それなのに、国家を普遍に割り当て、個人を個別にわりあてていながら、普遍と個別という発想を採らないということ自体、国家普遍主義と抽象的個人主義という、物神化された発想に拘束されているのです。私が現代の知に望むことは、近代の夜明けを謳いあげるために、かつて中世が暗黒とされたのと同じ過ちをしないことです。

さて、私自身が現代の知として再評価したい近代知は、ゲシュタルト理論です。20世紀に成立したこの理論を近代知に分類したのは、それがもともと生体と環境との動的関係に着目しながらも、結局はゲシュタルトを客観主義的に理解したことと、ゲシュタルトを説明するのに依然として要素の組み合わせを例としたからです（たとえば三つの点が三角形として知覚される場合）。近代知がすべて要素主義であったわけではありませんが、近代自然科学が古代原子論の復活を背景として成立したり、社会契約論が利己的諸個人から出発したり、ロックやカントが要素的な認識素材の組み合わせを考えたりしたところに、要素主義が重要な役割を果たしていたことは否めません。

ゲシュタルト理論を再評価するためには、上述の点的要素もゲシュタルトとすることが、その趣旨を一貫させることになるでしょう。形の中に形が織り込まれていると考えるのです。こう発想するとき、二つの哲学が念頭にあります。一つは三木清の哲学です。かつて彼は、人間の歴史と自然の歴史をともに形の変化（transformation）とみて、形が形をうむと語っています。この形が形をうむという表現は、時が時をうむという西田幾多郎と同じような神秘主義として拒否される場合がありますが、私自身は、三木のこの形の論理も、上述のゲシュタルトの考えから理解できていると思っています。形の中に無数に形が織り込まれ包含されているからこそ、新たな形として展開すると考えられます。

もう一つはフランクフルト学派です。彼らがよく使う Konfiguration あるいは Figuration という言葉があります。二つとも「形態化」と訳していいのですが、私としては接頭辞 Kon-の「ともに、一緒に」という意味を大事にし、形に形が織り込まれ共同して形態をなしていると考えます。Konfiguration を「共

形態化」と仮訳しておきましょう。三木の場合、形は、技術的知性の構想力と相即したものですし、フランクフルト学派の場合、「共 形態化」は、一義的な意味によって捉えきれない非同一的なものを、その都度試行的に照射する思惟の働きに相即したものです。「共 形態化」された形は、客観主義的に理解された客観ではなく、構想力や思考の働きとの交渉的關係において成立するものだといえます。

ゲシュタルト心理学、三木の形の論理、フランクフルト学派の「共 形態化」。こうしたものを組み合わせ、形の存在論というものを考えたいというのが最近の私の思いです。ところで、三木とフランクフルト学派の親近性を感じるのはいかなる理由からだけではありません。三木は『弁証法的理性批判』（1960年）のサルトルに先駆けて、マルクス主義を人間学として解釈し、1920年代から30年代に思想の公共圏を作ることに努力しました。フランクフルト学派も、同じ1960年のサルトルに先駆けて、心理学や社会学を媒介にしてマルクス主義の批判的再構成を計り、やはり30年代に、学際的唯物論の展開を目指して、さまざまな学問の共同研究を推進しました。かれらは、こうした活動と形の思想との連関を自覚的に考えてはいなかったと思いますが、あるテーマのもとでさまざまな学問が自由に議論を戦わし、共同研究を推進することができるのは、そのテーマがやはり一つの形として「共 形態化」されているからこそではないでしょうか。諸学問や諸研究者が、一つの形を同じ固定的な一つの形として取り扱うのではなく、そこに織り込まれ「共 形態化」されているさまざまな形を顕にしていって、形を形から生み出していくこと、そして、他の学問や研究者が生み出した形を「共 形態化」に組み入れて変容させ、自分の形を生み出していくことが求められていると思います。

2002 年度各研究会の紹介

プロジェクト研究会

A 「日本型社会」研究会

戦後、「日本型社会」が幾度となく問い直されてきた。それは、否定的に語られる場合もあれば、肯定的に語られる場合もあったが、実はそれらがどのように語られてきたかが、そのまま当該期の時代像を映し出してきたともいえる。現在、21世紀を迎え、グローバル化が語られている中で、「日本型社会」は根底的な見直しにさらされている。この研究では、これまで「日本型社会」について蓄積されてきた諸研究を、さまざまな見地から再検討すると共に、現段階での「日本型」への問いかけに対して、学際的な研究やポスト・モダンの研究とも関連させつつ、批判的視点を構築していくことを目指している。それは、「日本型」というナショナリズムについても、現在の諸研究を総括し、新しい視点を模索することになるだろう。研究では、2つの柱を立てている。一つは、「日本型社会」という常に掲げられてきた江戸期に関わる研究である。江戸期の「日本型共同体」「日本型家族」「日本型文化」などについて、それぞれ政治・経済・社会・思想の諸分野から「実態的」に再検討していきたい。とりわけ重要なことは、この再検討によって新たに「日本型」を再定義するのではなく、むしろこれまでどのような江戸期への視点から、どのような「実態」について「日本型」が語られてきたかをあぶり出すことであろう。それは方法的な見直しを含めた江戸期への「実態的」アプローチとなるだろう。もう一つの柱は、戦後期の「日本型」についての諸言説の再検討である。欧米発信の「日本型社会」論や中国・韓国（朝鮮）との比較研究、マルクス主義的言説などについて、それが発信された時代に対する考察として行っていくこととしたい。ここでは、「日本型」を語り、それを必要とした戦後社会の諸言説の再検討に及

ぶことになるだろう。具体的研究としては、以下の内容を考えている。第一部 江戸期「日本型社会」について共同体論や家社会論、幕藩体制論、「鎖国」論などの政治・経済・社会・思想の検討。第二部 戦後「日本型社会」論について『菊と刀』以来の日本文化論の系譜、ナショナリズムの動向、比較文化論の再検討など。この研究では、これらを切り離すのではなく同時に検討できるように工夫していきたい。最終的には、研究成果を単著として公刊する予定である。この研究は、主として歴史学的方法に基づいて行われるが、テーマの性格上、法学・法制史、社会学・家族社会学、ジェンダー史・女性史、大衆社会論やジャーナリズム研究なども援用した学際的研究になることが期待されている。また、東アジアや欧米の研究も射程に入れた上での「日本型」論を目論んでおり、国際的な学术交流も次年度には行う予定にしている。韓国ソウル大学などの日本学研究者、中国社会科学院の日本学研究者と意見交換、学术交流を行うことで、日本における「日本型社会」論の国際的紹介に努めると共に、海外における「日本型社会」論とのズレにもメスを入れ、その要因も検討していくこととしたい。昨年度は、以下のような内容の研究会を実施してきた。 国民国家論と「日本型社会」論 「日本の社会」と統治システム 近世思想史研究から見た「日本型社会」論 マンガ・MANGA・COMICS・CARTOON。 「日本型」宗教について。引き続き、海洋文化論と日本文化、十九世紀前半の日本型言説、天皇制イデオロギー、ジェンダー史から見た「日本型社会」などのテーマでの研究会が実施されることになっている。本年度後期には、近畿周辺大学の研究者を招聘しての研究会を予定している。（桂島宣弘）

A 公共研究会

公共研究会（略称：公共研）の研究目的は、「公共性」を「官」が独占する従来のあり方が崩れはじめたものの、「公正」や「連帯」に基礎を置く市民レベルでの「公共性」の概念が未成熟であるという過渡期の状況の中で、わが国の人文・社会科学の諸領域における「公共性」問題の取り扱い方を点検し、人文・社会科学の根本的刷新の方向性を明らかにすることである。本研究会は、新構想大学院のためのインキュベーションを目的に発足したのが2000年3月、人文科学研究所のプロジェクト研究Aとして認定されたのが2001年4月であるから、本年度は実質的には発足以来3年目ということになる。現時点で、公共研のプロジェクト研究の研究組織は、計23名の研究会員（法学部4人、文学部3人、産業社会学部6人、国際関係学部3人、政策科学部7人）からなり、政策科学部の山口定が代表者、人文科学研究所の専任研究員で産業社会学部の佐藤春吉が副代表をつとめ、

この2人を含む5人からなる幹事会が研究会運営の責任を負っている。研究会活動としては、本年4月までの2年余の間に国際シンポやミニ・シンポを含めて研究会を計19回開催し、国内外の研究者33名の方々に報告者・討論者として御協力をいただいた。そしてそこでの報告は、そのほとんどがテープ起こしされて「公共研会報」に収められ、学内に配布されている。公共研の本年度の中心課題は、上記の蓄積を整理し、残された課題を確認した上で可能な限りカバーする一連の研究会を開催し、わが国の人文・社会科学の諸領域における公共性問題の問題状況を解明するばかりでなく、さらに一歩踏み出す方向性を明らかにする中間報告の一書をまとめることにある。この本は、人文科学研究所の叢書の1冊となるが、出版社の見通しもつき、現在、10数人の執筆者の最終確定が進行中である。（山口定）

B 近代日本思想史研究会

「20世紀日本の戦争と文化・社会」本研究チームは、1957年から活動を始めた約40年以上にわたる伝統を持つ研究会であるため、一方では人文研のプロジェクトの一つとして研究活動を続けながら、他面から見ると学問領域を越えた日本近代史の総合研究会という性格をもっている。こここのところ毎年、秋（9月）と春（3月）に集中研究会（各3本報告）を持ち、全体としてはその集中研究会も含め年6回程度開催している。プロジェクトは今年は2年目であるが、テーマは「20世紀日本の戦争と文化・社会」というものであ

り、これは世界戦争の世紀であった20世紀の戦争をする日本国家というものを、それを支える社会・文化との関係で考察しようとするものである。その際、全体を戦前期日本と戦後日本の二つのチームに分けて、研究報告をつみ重ね、そのテーマと視角についての討論を重ねようと考えている。今年は3年計画の2年度目ということもあって、来年度に報告書をまとめられるよう、準備の調査も行いたい。このうち戦前期日本については、日本の植民地支配・占領地支配の問題が、一つの焦点となろう。この分野の研究は、近年急速に進展

しているが、特に文化・思想面では、日本語教育や宣伝活動をめぐっての研究が注目される。この点は、昨年度の研究会でも報告があった。むろん戦前期の研究は、これに止まらず、知識人と戦争とのかかわり、戦前の平和・反戦思想などの研究も行う予定である。これに対し戦後日本に関して

は、戦争責任問題と基地問題を中心に研究を考えてみたい。戦争責任問題は戦犯裁判や抑留、さらには戦後補償問題に関する領域で、これまた近年研究が集中している分野である。しかし意外に基礎研究が充分でない面もあり、その基礎研究を中心に考えたい。(赤澤史朗)

B 中間団体研究会

本研究会は、現代立憲主義における集団・団体の比較憲法的研究を行っている。具体的には、個人の自己実現と自由の享受にとって不可欠な媒体・手段でありながら、他方で、社会的権力ともなりうる集団・団体に焦点をあて、現代立憲主義国家・社会において、いかなる位置と役割を占めるかの歴史的、比較憲法的観点からの考察、従来、中間団体として概括されがちな企業、政党その他の結社、宗教団体等のその固有の性格と機能に即した位置づけ、各国の歴史と法的伝統に留意した国家・集団・団体・個人の分析、以上を踏まえて、その今日的諸問題のわが国の現実に即した分析・検討を行うことを研究目的としている。本研究は、2000年度よりなされてきており、これまでの研究の中で、米独仏において政党その他の結社、宗教団体、企業、労働組合が憲法およ

び法制度においてそれぞれどのように位置づけられているかを明らかにし、そのような位置づけをもたらした歴史的社会的背景(たとえば労働組合のあり方やそれをもたらした歴史的社会的事情、フランス革命の反結社主義の意味とその後の時代への影響等々) 法的文化・伝統などの諸要因が何かについて議論を進めてきた。すなわち、上記

中心の研究活動を行ってきた。本研究の最終年度である本年度では、上記を中心として研究の総仕上げを行う。すなわち、個人、中間団体、国家の関係についての類型化のための試案を作成した上で、それを基に各国の国家、中間団体、個人関係を再検討し、その結果を踏まえて上記の類型化論を洗練させていきたい。その上で、わが国の国家、中間団体、個人関係についての分析枠組みを提示したい。(市川正人)

B スラム地区住民の適応研究会

「スラム地区住民と適応」研究会は、昨年度は課題別研究会として活動したが、この期間を含めて3年間かけて、スラム地区住民の自生的リーダーと住民間の共同性の問題に焦点を当てて研究することを目的にしている。これまで課題別研究会として(1)「貧困の文化」を再検討する作業を3年間、(2)スラム・イメージを再考し、同時に困窮状態を緩和させることのできる糸口を見出すための検討素材について議論する作業を3年間行ってきた。本プロジェクト参加者の多くがフィールドワークを行ってきた各国においても、スラム住民の適応の問題が、(1)「共同戦略のジレンマ」の存在と、(2)当該地域の「自生的リーダー」の存在に大きく関わっていることがだいたい分かっている。スラム地区における「自生的リーダー」が自らの個性、意欲、力量などによって、この「共同戦略のジレンマ」を克服して、仲間を統一行動

に導けるかどうかによって、社会的・政治的に活発に行動するスラムとそうでないスラムの差が生まれている現象が、参加者には見えかけてきた。本研究は、一つには、鶴見和子らが提示している『内発的発展論』の理論的弱点部分である「誰が貧困なる人たちをリードして内発的な発展に向かわしめることができるのか」という問題点の解明に大きく貢献できるのではないかと考えられる。また、応用的な価値も非常に大きいと考えられる。本年度は、本プロジェクト参加者の数人が、上記(1)(2)に関する資料収集のためのフィールドワークを各人のフィールドで実施する予定である。年間5、6回の研究会を開催し、プロジェクト参加者が研究会で報告するだけでなく、関連分野の研究者を招聘して、研究成果の発表をしていただく予定である。(江口信清)

課題別共同研究会

1 現代取引法研究会

今日、民事法の分野では、いわば立法ラッシュともいうべき状況が生じている。これは、社会の動きに対して立法の対応が大きく遅れるという従来の状況に対して、画期的なことである。この中でも、特に今後注目されるべきは、金融取引をめぐる法状況の変化であろう。すなわち、バブルの崩壊後、ここ10年の間に、金融担保をめぐる最高裁に大きな変化が生じてきたが、さらに立法の上でも、担保法、破産法、執行法の改正をめぐる議論が行われているのである。また、一方で、国

際取引の活発化とともに、国際的な視野の下で金融取引に関わるシステムを検討する必要性も増大している。このような状況を背景にして、本研究は、金融取引をめぐる現状を分析し（特に、社会状況の時代的变化に照らし合わせながら、判例・学説の推移を分析する）そこにおける問題点を析出するとともに、立法をめぐる議論を検討し、それらを踏まえて、今後の日本の金融法制のあり方を模索する。（大河純夫）

2 余暇と労働研究会

1990年代に入り、日本社会は大きな転換点を迎えているように思われる。それは単に政治・経済領域のみならず、社会の隅々までその影響が及んでいる。とりわけ、80年代以降顕著となったサブカルチャーの爛熟は、青少年をはじめ、多くの人々にたいしてインパクトを強め、現在にいたっているように思われる。本研究会では、このようないわばサブカルチャーによる文化的支配が著しい社会状況にあって、人々の余暇活動がいかなる様相を呈していくのかを考察することを課題とする。その場合、第1に、高度情報消費社会におけるサブカルチャーの徹底した個人化＝個人的消費化の動向に着目して、幾つかの事例を掘り起こしながら、そのことが孕む問題点と課題とを浮き彫りにしたい。第2に、このような個人消費化をベース

としつつも、サブカルチャーの共同的側面にも目配りしながら、サブカルチャーの新たな可能性について検討を加えてみたい。以上の点は、理論上、現代社会における「公」と「個」といった哲学的、歴史学的、そして社会学的問題領域をも含まざるをえないが、研究会では、このような問題に関しても検討を加えておきたい。いわゆる「ファンカルチャー」問題は、その典型事例をわれわれに示してくれると考えられるが、2002サッカーW杯はその意味で是非とも取り上げておきたい対象である。小特集とした所以である。研究会では前期中に課題の具体化をはかりながら、後期に何らかの成果を発表するよう積極的に研究会を展開していくつもりである。なお、この研究課題は複数年をかけて検討してゆきたい。（有賀郁敏）

3 現代社会主義研究会

旧ソ連・東欧諸国における社会主義から資本主義への体制転換や、中国での「社会主義的市場経済」への移行が始まってから、すでに10年以上が経過した。資本主義市場経済の確立過程の観察は、市場をはじめとする経済・社会制度のさまざまな構成要素に対するわれわれの理解と認識に多くの示唆を与えている。体制転換と市場移行は、グローバル化の波の重要な一部分である。旧社会主義諸国はそれまで国ごとに違いはあるが、全体として貿易・投資・労働力移動の面で西側経済との経済関係を半ば遮断された準「閉鎖経済」の中にあつたため、グローバル化による衝撃は特に大きいように思われる。WTO加盟や数

年後に予定されているEU・NATOのさらなる東方への拡大もまた、移行諸国の経済のさらに大きな変容をもたらす要因となるであろう。ところで、近年の経済学では、非営利組織や移民、ジェンダーなど、これまであまり注目されてこなかった側面や主体に光があてられ、新たなパラダイムの構築が探求されつつある。その研究成果はいまだ端緒的なものではあるが、このような新しい動向は、移行諸国（旧社会主義諸国）の研究にとっても無縁ではない。以上の点をふまえて、本研究会では、グローバル化や経済社会の多様な側面・主体を組み込んだ、より立体的で複合的な市場移行理論の構築を試みる。（森岡真史）

4 国際課税研究会

グローバル化の進展に伴い、国際取引の量的な増大と質的な多様化も急速に進んでいる。この取引の主体は必ずしも企業に限られるわけではない。生産主体たる企業に対して、消費主体たる家族の存在もまた重要である。従来、国際取引における家族（家計）が注目されることは、とりわけ法学においてあまりなかった。家族法がしばしば財産法ではなく身分法と捉えられてきたことや、この分野において条約等めだつた国際公法上の成果のないことが一因となっていると思われる。本研究会設立の動機は、このような国境を越える家族関係の財産面に関する諸々の場面を、専ら法的視座から検討し、その問題点を発見、解明していくことにある。家族関係に関する財産法上の重要論点としては、相続、離婚・財産分与、扶養、夫婦財産契約・夫婦財産制等が挙げられる。一方で、これらに関する私法上の問題の規制は、国際私法による法選択に委ねられている。すなわち、

各国法の相違を前提としつつ、当該法律関係と最も密接な関係を有する法を一つ準拠法として選択し適応するのである。具体的な規制についてはなお国毎に異なる点も多いが、法選択で対応するという基本的枠組みは、ほぼ全世界的に認められているとして過言ではない。他方、家族関係に公法の規制はなじまないとして、公法的な問題が一般的に論じられることはほとんどなかった。これに対する重要な例外の一つが租税（法）である。所得税、相続税あるいは配偶者控除といった諸概念を出すまでもなく、租税が家族関係に与える影響は極めて大きい。本研究会の主たる目的は、国際的な家族関係と税の関係およびその具体的な規律方法を考察することにある。国際課税については、いわゆる「二重課税」の問題が認識されて久しい。OECDを初めとする諸機関の努力や多数の二国間条約によって対策が講じられてきたが、なお残された課題も多く克服されたとはいいがたい。国

際的な家族関係においても、当事者の住所が異なる場合や財産が住所地国以外に存する場合など、二重課税が問題となる局面は多い。また、二重課税の回避手段が関連国間で競合あるいは抵触することも考えられる。その他、租税法の不統一から生じる潜在的問題も多々あると予想される。本研究会は、一方で、上記のような問題を国内法、国際法、比較法といった様々なアプローチから検討

していく。今年度は、日本・韓国間の相続課税を具体的素材として検討する。他方、これらの問題は、実務上もきわめて重要になりつつある。そこで、税理士はもちろん涉外相続や涉外不動産処理について登記が関係するため、司法書士の経験も貴重である。これら実務家の参加も求めて、より社会的需要に適した点を考究していく予定である。
(三木義一)



研究会開催報告

プロジェクト研究会

<p>A 「日本型社会」研究会 第4回(2002.4.19) テーマ:「倭寇」と海洋アジア論 報告者:立命館大学文学部非常勤講師 秦野 裕介氏</p>

【討議の内容】近年、日本史を海の視点から見直すとする「海洋史観」が脚光をあびている。日本と海の関係を見直す時に「倭寇」とは何であったのか、という視点は不可欠だろう。本報告では海洋史観の代表的論客である川勝平太氏の倭寇論を取り上げた。川勝氏は日本史上、陸地指向と海洋指向の二つの指向性があるとし、室町時代を海洋指向の時代と位置付けた上で、倭寇を海洋指向

の担い手だとする。本報告では「倭」とは、「日本」なのだろうか、という疑問を提示し、「倭寇」の用例や「倭」と「日本」の使いわけ、さらに「日本列島」上の「倭寇」の担い手であると考えられている少弐氏の動向を検討し、「倭」とは朝貢システムから排除された集団を指し、一方で「日本」という言葉は室町幕府を指す言葉であるという推論を出した。(秦野裕介)

A 公共研究会

第1回(2002.4.26)

テーマ：公共性論の論点 中間総括と問題提起

報告者：立命館大学政策科学部教授 山口 定 氏

【報告の要旨】報告は、「公共性」論をめぐる大状況 公共性概念をめぐる交通整理 「新しい市民社会」論と公共性問題の3つのパートからなるレジュメに沿って行われた。の部分では、10巻本の『公共哲学』(東大出版会)の刊行や、産業構造審議会 NPO 部会が NPO を「新しい公益」の担い手として位置づける中間報告を出したことなどを紹介した。の部分では、「公共空間」

(public sphere) という空間概念と、そこで争われる内容の正当性の判定基準として「公共性」(publicness)とが混同される現状が、後者の正当性基準としての「公共性」の解明に遅れをとっている事態を乗り越える必要を強調し、その正当性基準の整理の試案を提示した。の部分では、「新しい市民社会論」と公共性論との区別と関連について理論的に整理する必要を強調した。(山口定)

B 近代日本思想史研究会

第1回(2002.4.26)

テーマ：英米からみた日本の台湾支配 戦間期領事報告を中心に

報告者：立命館大学非常勤講師 梶居 佳広 氏

【報告の要旨】本報告は、3年前に本研究会で報告し論文発表した「英米からみた日本の朝鮮支配」の姉妹編というべき内容である。即ち、「短い20世紀」の始まりであり、また欧米列強による植民地統治上の転換点でもあった第1次世界大戦以降の日本の台湾支配について、日本にとって最重要外交相手国である英米両国がどう見ていたかを具体的には台湾駐在領事の報告(特に英国の年次報告)を中心に検討した。結論を簡潔に述べると全体の構図は朝鮮支配のそれと同様 - 即ち30年代後半の「皇民化」を境に評価が変化している - であるが台湾独自の問題として 総督府と軍(台湾軍)を区別し、軍への嫌悪感が強い。経済繁栄や統治の安定が定着し、結果台湾と中国本土との間に格差が生じている。被支配者である台湾人は、強固なナショナリズムを持たず社会経済上の不満のみを問題としているといった点を、領事報告では特に指摘しているのであった。(梶居佳広)

【討議の内容】討論では、まず領事報告で指摘された中国本土と台湾の格差について、第2次世界大戦以降の問題ともあわせて議論された。次いで、日本にとっての植民地台湾の位置づけについて、同じく日本の植民地であった朝鮮との対比で様々な意見が出された(例えば、海軍が主導する「南進」 - このスローガン自体、時代によって意味する内容が異なるが - の基地としての台湾と陸軍が主導する大陸進出の基地である朝鮮との相違など)。さらに、日本の台湾支配を論ずる際、(第1次大戦以前に活躍した)後藤新平の役割をもっと重視すべきであるとの意見や、ベルサイユ講和会議などにおいて英米両国は植民地についてむしろ対立関係(民族自決を唱えるアメリカと帝国維持を図るイギリス)にあり、そもそも「英米」と一括にできるのか、といった疑問も提起された。報告者としては、これらの意見を参考にしつつ論文をまとめていきたいと考えている。(梶居佳広)

立命館土曜講座のご案内

6月の特集 女性の視点から見た現代

6月8日(第2601回)

科学とジェンダー 先端医療技術の中の身体

産業社会学部教授 松原 洋子

6月15日(第2602回)

セクシュアル・ハラスメントと現代社会

甲南女子大学人間科学部教授 牟田 和恵

6月29日(第2603回)

女性にも正義を 従軍<慰安婦>問題から

法学部助教授 岡野 八代

講演会のご案内

立命館大学春季公開講演会

核兵器完全廃棄と戦争廃絶は夢物語か
- 暴力の極大化と極小化を考える -

広島修道大学法学部教授・日本平和学会元会長

岡本 三夫 氏

日時:2002年 6月 22日 (土)午後2時~4時

場所:立命館大学衣笠キャンパス

以学館1号ホール